

岩手労働局発表  
令和4年3月18日（金）

【照会先】 岩手労働局  
雇用環境・均等室（電話）019-604-3010  
室長 渡邊 拓  
室長補佐 小野寺 一成

報道機関各位

## えるぼし(女性活躍)推進企業を認定！

岩手労働局（局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩）は、女性活躍推進法に基づき、以下の1社を認定しました。

### 「えるぼし」認定企業



認定マーク  
えるぼし

#### ・株式会社 久慈設計（専門・技術サービス業・盛岡市・72名）

##### 【認定企業からのコメント】

えるぼし認定を受けることは、競争入札等における加点評価のひとつであるワークライフバランス評価を受けることができるものだと知りました。当社の生業にもプラスに働くものであり、何よりも女性社員の活躍をアピールしていきたいと思い取得を目指しました。

当社としましては、引き続き女性社員を積極的に採用し、女性社員の声に耳を傾けてコミュニケーションを図り、より女性が活躍できる環境・制度づくりに柔軟に対応していきたいと思っております。

この度の認定は、ひとえに当社の女性社員が日々の業務を真摯に取り組んできた結果だと感じております。

今後、SDGsにも積極的に取り組み、国や性別を超えジェンダーギャップをなくし、よりダイバーシティマネジメントを行い、よりよい社会づくりに貢献して参ります。

※各企業の認定に係る取組状況は、別紙1のとおり

※認定制度等については、参照のとおり

「えるぼし」認定企業

## 株式会社 久慈設計

(代表取締役 久慈 竜也)

～女性を積極的に採用し、より活躍できる  
環境づくりを目指しました～

(女性新卒採用者 R3 年度 3 名、R4 年度 1 名)



令和4年3月7日認定

所在地 盛岡市  
業種 専門・技術サービス業  
労働者数 72 人 (男性 49 人、女性 23 人)

■ 一般事業主行動計画期間 令和3年12月1日～令和6年5月31日 (2年6ヶ月)

## 認定に係る取組状況

## 評価項目1【採用】

直近の事業年度において①と②の両方に該当すること

- ① 正社員に占める女性労働者割合が産業ごとの平均値 (平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること
- ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者割合が産業ごとの平均値 (平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること

## 達成状況

- ① 女性労働者の割合 30.6% (産業平均値 22.9%)
- ② 正社員の基幹的な雇用管理区分 (技術職) 女性労働者の割合 20.6% (産業平均値 18.1%)

## 評価項目2【継続就業】

- ① 直近の事業年度において、「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続年数」が0.7以上であること
- ② 直近の事業年度において、「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が0.8以上であること

## 達成状況

- ① 【事務職】女性 (A) 8.3年 男性 (B) 3.4年  $A \div B = 2.4$   $2.4 \geq 0.7$
- ② 【技術職】女性 (A) 100% 男性 (B) 67%  $A \div B = 1.49$   $1.49 \geq 0.8$

## 評価項目3【労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

## 達成状況

各月とも45時間未満を達成 (法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均)

## 評価項目4【管理職比率】

直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

## 達成状況

17.2% (産業平均値: 7.6%)

## 評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、以下の2項目以上の実績を有すること (労働者数が300人以下の場合は1項目)

- A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換  
C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

## 達成状況

D 5名採用

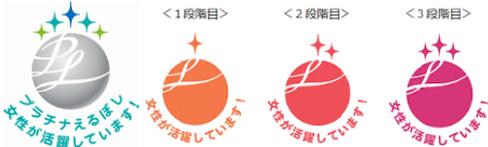
- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。



## くるみん・プラチナくるみん認定企業

—子育てサポートに積極的な企業です—

企業名	所在地	業種	企業名	所在地	業種
1 (株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	23 (株)東北銀行	盛岡市	金融業
2 岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	24 (株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
3 宇部建設(株)	一関市	建設業	25 (株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業
4 (株)丹野組	二戸市	建設業	26 (株)菊池技研コンサルタント	大船渡市	技術サービス業
5 (株)水清建設	矢巾町	建設業	27 (株)プラザ企画(プラチナくるみん)★	奥州市	宿泊業
6 社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	28 (国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業
7 山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	29 (学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
8 (株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	30 第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
9 東北日東工業(株)	花巻市	製造業	31 盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業
10 (株)キタカメデリカ	北上市	製造業	32 (医)友愛会	盛岡市	医療福祉業
11 (株)長島製作所	一関市	製造業	33 (社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
12 (株)富士通むすびレトロノクス	一関市	製造業	34 (株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
13 盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業	35 (社福)若竹会	宮古市	医療福祉業
14 (株)エフビー	山田町	製造業	36 (社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業
15 (株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	37 (株)グランツ	花巻市	医療福祉業
16 (株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	38 (社福)和江会	北上市	医療福祉業
17 白金運輸(株)	奥州市	運輸業	39 (社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業
18 岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	40 (社福)奥州いさわ会	奥州市	医療福祉業
19 (株)平金商店	盛岡市	卸小売業	41 (社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
20 (株)菅文	二戸市	卸小売業	42 (社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業
21 (株)岩手銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	43 (社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業
22 (株)北日本銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	44 (社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業



## えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

企業名	所在地	業種	企業名	所在地	業種
1 (有)オーツー	盛岡市	建設業	12 (株)久慈設計	盛岡市	専門・技術サービス業
2 (株)佐々木組	一関市	建設業	13 (株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業
3 (株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	14 (株)プラザ企画(プラチナえるぼし)★	奥州市	宿泊業
4 (株)小松製菓	二戸市	製造業	15 (学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
5 (株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	16 岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業
6 (株)システムベース	北上市	情報通信業	17 第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
7 (株)岩手銀行	盛岡市	金融業	18 (社福)永友会	盛岡市	医療福祉業
8 (株)東北銀行	盛岡市	金融業	19 (社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
9 イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	20 (株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
10 (株)ライブリー	北上市	小売業	21 (医)勝久会	大船渡市	医療業
11 (株)薬王堂	矢巾町	小売業	22 (株)めんこいメディアプレーン	盛岡市	サービス業(他に分類されないもの)

お問い合わせは

岩手労働局

くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし認定については  
雇用環境・均等室 (TEL:019-604-3010)

# 【くるみん・プラチナくるみん】



次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み高い水準の取組を行っている企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

## ○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的目標を定めて実施していること

# 【えるぼし・プラチナえるぼし】



女性活躍推進法に基づく認定制度。自社の女性の活躍に関する状況把握・課題等を解決するための取組に関する行動計画の策定・公表を行い、その取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。また、えるぼし認定を既に受け女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である企業は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

○主な認定基準 以下の評価項目1から5を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】(区) ※(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要  
次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること

- (i) 男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること
- (ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること
  - ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること
  - ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること

【評価項目2：継続就業】(区)

- (i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること 等
  - ① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること
  - ② 「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること

【評価項目3：労働時間等の働き方】(区)

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること 等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用